

○中間前金払請求要領

1, 中間前金払の対象工事

平成26年4月1日以後に新たに契約する当初請負代金額が500万円以上の土木・建築に関する工事で、当初の前金払が行われている工事が対象となります。

2, 中間前金払の認定請求をすることができる場合

次の全ての条件を満たす場合に、認定請求することができます。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている工事が行われていること。
- (3) 既に行われた工事の出来高が請負代金額の2分の1以上であること。

※ 工事現場等に搬入された検査済の材料等がある場合は、その額を前記(3)の経費に含めることができるものとします。

※ 設計図書の変更指示書に基づき新規工種等の追加指示が行われている場合（変更契約締結前のものを含む。）は、その新規工種等に係る進捗状況を、前記(2)の作業及び前記(3)の経費に含めることができるものとします。

3, 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内です。ただし、前払金額と中間前払金額の合計額が請負代金額（変更契約がある場合は変更後の請負代金額）の10分の6を超えることはできません。

例1：当初請負代金額が1,000万円

支払済みの前払金が400万円

認定請求時点までの間に変更契約があり変更後の請負代金額が900万円

※上記の例の場合の中間前払金額

変更後の請負代金額900万円の10分の2は180万円ですが、既に支払済みの前払金400万円との合計額が580万円となり、変更後の請負代金額900万円の10分の6である540万円を40万円超えることとなります。この場合の中間前払金額は、変更後の請負代金額900万円の10分の6である540万円から支払済の前払金400万円を差し引いた140万円以内の額となります。

例2：当初請負代金額が1,000万円

支払済みの前払金が400万円

認定請求時点までの間に変更契約があり変更後の請負代金額が1,200万円

※上記の例の場合の中間前払金額

1,200万円の10分の2である240万円以内の額となります。

4, 部分払との併用の禁止

中間前金払と部分払の併用はできません。ただし、請負者の責めに帰すことができない事由により年度内に完成することができず、繰越となるものについては、年度末の部分払に限り行うことができます。

5, 中間前金払に係る認定請求等の手順

- (1) 請負者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)を添付し、工事担当者に提出して下さい。
- (2) 工事担当者は、中間前金払認定請求があったときは、中間前金払の条件を全てを満たすものであるかどうかの確認を行い、中間前金払の可否を決定し、その結果を中間前金払認定(不認定)通知書(様式第3号)により、請負者に通知します。
- (3) 中間前金払認定(不認定)通知は、請求を受理した日から14日以内に行うこととします。ただし、請負者が提出する資料について内容の不備、その他特別な事情があり期間内に通知ができない場合にあっては、期間を延長することがあります。
- (4) 中間前金払の条件を満たすことの確認は、「工事履行報告書」、「工程表」等の資料及び現場における簡易な方法(写真撮影等)に基づき行います。ただし、提出書類の記載内容等に疑義がある場合は、請求の根拠となる資料の提出を求めるなど、詳細な調査を行うことがあります。
- (5) 請負者は、中間前金払認定通知を受けた場合は、**保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結**し、その保証証書及び請負代金請求書を工事担当者に提出して下さい。

※中間前払金は、1工事につき1回限りしか請求できません。

6, その他

- (1) 「**中間前金払認定請求書**」及び「**工事履行報告書**」は、当ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用して下さい。
- (2) 中間前金払の実施に伴い「**請負代金請求書**」についても一部変更となっています。上記と同様に**当ホームページ**に掲載していますので、平成26年4月1日以後新たに契約する工事に係る請負代金の請求につきましては、変更後のものを使用して下さい。

■問い合わせ先■

〒779-4195

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1の3

つるぎ町役場 管理課 Tel 0883-62-3111